

項	本願(公開時)	本願(登録時)	審決＝引用文献1についての 一致点/相違点の認定	本件訴訟	
a	a) 30%～80%の鉄粉; b) 3%～25%の活性炭、非活性炭及びそれらの混合物; c) 0.5%～10%の金属塩; および d) 1%～40%の水を含有する粒状発熱組成物を含有するヒートセルであって、 その際該粒状発熱組成物の粒子は少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成されたポケット中に組み入れられており、その際少なくとも1つの表面は酸素透過性であり、 該粒状発熱組成物で充たされたときに充填容積及びセル容積を有し、 充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、 該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され、 さらに該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有するものである。	粒状発熱組成物を含有するヒートセルであって該粒状発熱組成物が、重量基準で、 a) 30%～80%の鉄粉; b) 3%～25%の活性炭、非活性炭及びそれらの混合物; c) 0.5%～10%の金属塩; および d) 1%～40%の水を含有し、 その際該粒状発熱組成物の粒子は少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成されたポケット中に組み入れられており、その際少なくとも1つの表面は酸素透過性であり、 該粒状発熱組成物で充たされたときに充填容積及びセル容積を有し、 充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、 該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され、 該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、 該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、 かつ前記粒状発熱組成物の粒子の少なくとも80%が200μm未満の平均粒度、好ましくは該粒状発熱組成物の粒子の少なくとも90%が150μm未満の平均粒度を有する。	片面を通気面とし、他面とを、周側を封着してなる扁平状袋に、鉄粉を主材とし反応助剤を配合した発熱剤を厚さ2～5mmの略均等な扁平状に装入したカイロであって、 発熱剤は、55～65wt%前後の鉄粉と18～22wt%の水、9～11wt%の木炭などからなる保水剤、3.5～4.5wt%の活性炭、4.5～6wt%程度の食塩などを用いたカイロ	本件訴訟	
b			一致点	取消事由1 一致点についての認定の誤り (「ポケット」の有無)	
c			55～65wt%前後の鉄粉		
d			3.5～4.5wt%の活性炭		
e			4.5～6wt%程度の食塩		
f			18～22wt%の水		
g			片面と他面とを、周側を封着してなる扁平状袋1に、…発熱剤2を厚さ2～5mmの略均等な扁平状に装入したカイロ		
h			片面を通気面1aとし、		
i			相違点1		取消事由2 相違点1についての判断の誤り (セルに占める充填容積の割合の維持)
j			本件補正発明においては、「ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、 <u>充填容積2とセル容積の割合が0.7から1.0であり、該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され</u> 」るのに対し、引用発明1では、それらについて明らかでない点		
k			〔前置報告書より〕ヒートセルの寸法、形状等については、当業者が適宜決定し得る設計的事項にすぎないと認められる。		
l			相違点2		
m			本件補正発明においては、「粒状発熱組成物の粒子の少なくとも80%が200μm未満の平均粒度」を有するのに対し、引用発明1では、粒状発熱組成物の粒子の平均粒度がどのようになっているか明らかでない点		
n			〔前置報告書より〕引用文献1に記載の「粒状発熱組成物」に上記周知(引用文献4、5等)の技術手段を適用し、左記のように構成することにも、技術的困難性は認められない。		
o					

項	本願(登録時)	審決=一致点の認	原告(出願人)の主張	被告(特許庁)の主張	判決
a	粒状発熱組成物を含有するヒートセルであって、該粒状発熱組成物が、重量基準 a) 30%~80%の鉄粉; b) 3%~25%の活性炭、非活性炭及びそれらの混合物; c) 0.5%~10%の金属塩;および d) 1%~40%の水を含有し、	55~65wt%前後の鉄粉 3.5~4.5wt%の活性炭 4.5~6wt%程度の食塩 18~22wt%の水	本件補正発明の「2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成されたポケット」は、2つの基材の表面を向かい合わせて結合して形成された統一構造の内表面側から外表面側に向かって熱成形等の成形手段によって形成された粒状発熱組成物の粒子を充填することのできるくぼみをいうのに対し、引用例1の記載及び図示によると、引用発明1の「片面を通気面とし、他面とを、周側を封着してなる偏平状袋」は、袋全体に発熱剤を略均等に充填することができるように通気面と非転着性粘着剤層が層着される他面との周側を単に封着した袋であって、発熱剤を充填することのできるくぼみが通気面又は他面のいずれにも形成されていないものであるから、本件審決の認定は誤りである。 なお、引用発明1の偏平状袋内に発熱剤を充填することにより当然に生じる膨らみをもって、これを一定の形状に賦形されたものということとはできない。	引用発明1の「片面を通気面とし、他面とを、周側を封着してなる偏平状袋」が「少なくとも2つの向かい合った表面を有する」ものであることは明らかであり、また、本件補正発明の「統一構造」とは、2つの表面をつないだ結果一体的に形成されているものという程度の意味であるから、引用発明1も、「統一構造」を備えているといえることができる。 さらに、「ポケット」とは、一般に、その形状にかかわらず袋状になっているものを指し、特段賦形されたくぼみを意味するものではないと理解されるのが通常である(乙1)から、引用発明1の「偏平状袋」も、ポケットに相当するものである。 したがって、本件審決に、原告が主張するような一致点の認定の誤りはない。 原告は、本件補正発明の「ポケット」がくぼみであると主張するが、特許請求の範囲の記載に基づかないものとして失当である。なお、本件補正後の請求項1(以下、単に「請求項1」という。)の「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成された」との記載からは、2つの対称的な平面で構成される袋状の形状が想起されるのが普通であって、一方が平面で他方がくぼみとなるような形状が想起されることはないか、仮にあったとしても、普通に想起される形状ではない。	(1) 本件補正発明の「ポケット」の技術的意義 本件補正発明の「ポケット」の技術的意義について、原告は、2つの基材の表面を向かい合わせて結合して形成された統一構造の内表面側から外表面側に向かって熱成形等の成形手段によって形成された粒状発熱組成物の粒子を充填することのできるくぼみをいうと主張するのに対し、被告は、広辞苑(乙1)に記載された日常用語としての意味を主張するのみであり、本件補正発明が属する技術分野における技術常識に即して「ポケット」の技術的意義が一義的に明確であると主張するものではなく、その他、請求項1の記載から、 <u>本件補正発明の「ポケット」の技術的意義を一義的に明確に理解することはできないから、これを明確にするため、以下、本件補正明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して、その技術的意義を検討することとする。</u> 発明の詳細な説明の記載([0014]-[0020],[0027],[0029])によると、本件補正発明の「ポケット」とは、「 <u>少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造</u> 」を構成する2つの基材の一方に熱成形等の何らかの方法により形成され、粒状発熱組成物を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間を意味し、単に、平坦な2つの基材によって形成される袋状の内部空間を指すものではないと解釈するのが相当である。 この点に関し、被告は、請求項1の「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成された」との記載からは、2つの対称的な平面で構成される袋状の形状が想起されるのが普通であると主張する。しかしながら、被告の主張は、「統一構造に形成された」との文言が「一体的に形成された」と同じような意味を有することを前提とするものと解されるところ、上記発明の詳細な説明の記載によると、「統一構造」とは、2つの基材によって構成される構造体を指し、そのような構造体に「形成された」ものが「ポケット」であると解釈されるから、被告の主張は、その前提を誤るものであって、採用することができない。 (2) 引用発明1の「偏平状袋」の技術的意義 他方、引用例1には、偏平状袋の片面を通気面とし他面を接着面とすること、偏平状袋内に発熱剤を略均等な偏平状となるように装入すること、及び偏平状袋内が減圧されるため同袋が大気圧により圧偏状態を維持することができることが記載され、また、第2図には、偏平状袋が平坦な2つの基材(通気性面を有するもの及び非転着性粘着剤層を有するもの)から形成され、発熱剤が充填されて偏平状となっている様子が示されているにとどまり、偏平状袋を構成する平坦な2つの基材の一方に、熱成形等の何らかの方法により形成され、発熱剤を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間が形成されることについての記載又は図示は全くないから、引用発明1の「偏平状袋」は、「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造」であるというにすぎず、当該統一構造に「ポケット」が形成されたものとまでいうことはできない。 (3) 本件審決の認定の当否 上記(1)及び(2)によると、引用発明1の「偏平状袋」は、本件補正発明の「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造」には相当するものの、「ポケット」を備えるものではないから、両発明につき、粒状発熱組成物の粒子が「ポケット」中に組み入れられているとの点で一致するとした本件審決の認定は誤りであるといわなければならない。
b					
c					
d					
e					
f					
g					
h	その際該粒状発熱組成物の粒子は少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造に形成されたポケット中に組み入れられており、	片面と他面とを、周側を封着してなる偏平状袋1に、…発熱剤2を厚さ2~5mmの略均等な偏平状に装入したカイロ			
i	その際少なくとも1つの表面は酸素透過性であり、	片面を通気面1aとし、			

項	本願 (登録時)	審決	原告(出願人)の主張	被告(特許庁)の主張	判決
j	該粒状発熱組成物で充たされたときに充填容積及びセル容積を有し、	相違点1 本件補正発明においては、「ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、充填容積2とセル容積の割合が0.7から1.0であり、	(1) 引用例1並びに周知例1及び2には、そもそも本件構成(k&i)についての記載が全くないから、引用発明1に周知例1及び2記載の周知の技術手段を適用しても、本件構成を導くことはできない。 (2) 阻害要因 引用例1の記載によると、引用発明1は、酸化発熱時の袋内を減圧状態とすることにより発熱剤の片寄りが生じない程度に袋の内表面間で発熱剤を圧縮するものである。圧縮により、袋の容積に対する発熱剤の占める容積の割合は当然に変化しているから、少なくとも発熱剤の酸化発熱時においては、袋の容積に対する発熱剤の占める容積の割合が維持されることを全く想定していない。引用発明1に本件構成(袋の容積に対する発熱剤の占める容積の割合が維持されるような構成)を採用すると、袋の内表面間で発熱剤を圧縮することができないこととなり、引用発明1の目的を達成することができなくなるから、引用発明1において本件構成を採用することには阻害要因があるというべきである。 なお、本件補正発明にいう容積の割合の維持とは、一定の数値が維持されることを意味するものであり、一定の数値範囲内に収まることを意味するものではない。	請求項1の記載によると、本件構成において維持される対象は、0.7から1.0という範囲をもった充填容積のセル容積に対する割合であるから、それが維持されるということは、当該数値範囲が維持されることを指し、当該割合が変化しても、当該数値範囲内に収まる限り、当該割合が維持されていることに変わりはない。 この点に関し、原告は、本件構成において維持される対象が充填容積のセル容積に対する割合に係る一定の数値であると主張するが、使用時にヒートセルが減圧されたり、身体ラップに組み込まれたりすると、程度の差こそあれ、基材の変形やセル容積及び充填容積の変化が生じ、当該割合が変化することは明らかであるし、本件構成が奏すべき作用効果(セル内での粒子の片寄り防止)からみて、当該割合は、一定の数値範囲内に収まれば十分であるから、原告の主張は失当である。 本件補正発明及び引用発明1は、いずれも、ポケット(袋)内の発熱組成物(発熱剤)の移動及び片寄りを阻止することを目的とするものであるところ、そのためには、充填容積のセル容積に対する割合が1.0に近い方が有利であることは明らかである。他方、本件補正明細書には、当該割合の下限値を0.7とすることの根拠やその臨界的意義についての記載が全くないから、当該下限値は、当業者が通常の創作能力の範囲で適宜行う数値の好適化として選定されたものというべきである。 引用発明1は、袋の外部又は内部からの付加的な圧力(特異な圧力)を特段使用するものではないから、本件構成のうち「セル壁への特異な圧力の使用なしで(該割合を)維持」するとの構成を採用することは、当業者が通常の創作能力の範囲で行い得ることである。 引用発明1において本件構成を採用しても、上記のとおり、充填容積のセル容積に対する割合は一定の数値範囲内で維持されるから、発熱剤を圧縮するとの引用発明1の目的を達成することができる。したがって、阻害要因があるということはない。 以上のとおりであるから、引用発明1において偏平状袋内に発熱剤を充填するに際し、本件構成を採用することは、当業者の通常の創作能力の範囲で容易になし得ることである。	(1) 引用発明1の目的 発熱剤の酸化発熱の前においては、相当のゆとりを持った状態で発熱剤を偏平状袋内に装入した上、発熱剤の酸化発熱の開始後においては、酸素の通気量が制限されていることにより偏平状袋内が酸素不足の低圧状態となることに従って偏平状袋に作用する大気圧を積極的に利用し、これによって偏平状袋の圧偏状態を維持し、もって、偏平状袋がどのような向きで使用される場合であっても、発熱剤が重力方向に片寄らないようにすることを目的とするものといえることができる。 (2) 本件構成中の「該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され」との構成の技術的意義 これに対し、被告は、本件構成中の「該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され」との構成につき、これが充填容積のセル容積に対する割合が0.7～1.0の範囲内に収まることを意味すると主張する。 しかしながら、請求項1には、「充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持され」と記載されている。ここでいう「該割合」が「充填容積とセル容積の割合」を指すものであることは文言上明らかであるし、「該割合」が「セル壁への特異な圧力なしで」維持される、即ち、セルの変形等によるセル容積の変更がない状態で維持されるものであるから、被告主張に係る現実の使用時等における基材の変形等の可能性や本件構成が奏すべき作用効果について考慮してもなお、上記構成にいう「維持」とは、当該割合に係る一定値がおおむね維持されることを指すものと解釈するのが相当であって、これを被告が主張するように解釈することはできない。 (3) 阻害要因の有無 前記(1)の引用発明1の目的に照らすと、同発明に前記(2)のような技術的意義を有する本件構成(充填容積のセル容積に対する割合をセル壁への特異な圧力の使用なしにおおむね一定値に維持するとの構成)を採用することは、偏平状袋内に低圧状態が生じることに従って偏平状袋に作用する大気圧を積極的に利用するという引用発明1の目的に正面から反するものであり、そのような構成を採用すると、引用発明1の目的を実現することができなくなるから、積極的な阻害要因があるというべきである。 (4) 本件審決の判断の当否 仮に、本件構成が周知例1、2等に記載された周知の技術手段であったとしても、これを引用発明1に適用することはできないから、引用発明1に周知例1、2等に記載された周知の技術手段を適用し、本件構成を含む相違点1に係る本件補正発明の構成を採用することが当業者において容易に想到し得るものであるとした本件審決の判断は誤りであるといわなければならない。 (5) 小括 したがって、原告主張の取消事由2も理由がある。
k	充填容積とセル容積の割合が0.7から1.0であり、	該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持されるのに対し、引用発明1では、それらについて明らかな点	該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持されるのに対し、引用発明1では、それらについて明らかな点	該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持されるのに対し、引用発明1では、それらについて明らかな点	該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持されるのに対し、引用発明1では、それらについて明らかな点
l	該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、	[前置報告書より]ヒートセルの寸法、形状等については、当業者が適宜決定し得る設計的事項にすぎないと認められる。	該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、	該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、	該ヒートセルの頂上は0.15cm～1.0cmの高さを有し、
m	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、
n	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、	該ヒートセルは40cm ² 未満の全表面積を有し、